

葛飾区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱

平成 19 年 6 月 21 日

19 葛総契第 53 号区長決裁

改正 平成 20 年 3 月 25 日 19 葛総契第 267 号
平成 21 年 3 月 23 日 20 葛総契第 326 号
平成 21 年 5 月 1 日 21 葛総契第 64 号
平成 27 年 3 月 23 日 26 葛総契第 845 号
平成 27 年 4 月 30 日 27 葛総契第 77 号
平成 30 年 5 月 22 日 30 葛総契第 112 号
令和 3 年 3 月 3 日 2 葛総契第 896 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条の規定に基づき、葛飾区が発注する工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号）第 2 条第 5 号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 1 級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 1 級技士補 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者のうち、同法第 27 条第 1 項の規定による技術検定の 1 級の第一次検定に合格している者であって、1 級技術者以外の者をいう。
- (4) 2 級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法律の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって 1 級技術者及び 1 級技士補以外の者をいう。
- (5) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者、1 級技士補及び 2 級技術者以外

の者をいう。

- (6) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (7) 工事成績点 葛飾区工事成績評定要綱（平成 15 年 5 月 16 日付 15 葛総契第 38 号区長決裁）第 8 条に基づく、過去の工事成績評定表（総括）の総評定点をいう。

（試行対象工事等）

第 3 条 施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事は、原則として予定価格が 2 千 5 百万円以上の工事とする。

- 2 具体的な試行対象工事は、工事主管課と契約担当者と協議の上決定するものとする。

（学識経験を有する者への意見聴取）

第 4 条 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2 人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとされたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ 2 人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

（施工能力審査型総合評価方式における入札方式）

第 5 条 施工能力審査型総合評価方式の実施は、予定価格が 2 千 5 百万円以上 4 千万円未満の場合、公募型指名競争入札によるものとする。また、予定価格が 4 千万円以上の場合、制限付一般競争入札によるものとする。

- 2 第 7 条に規定する工事成績評価点算定の基となる工事成績点のうち、最直近のものが 60 点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

（評価の方法）

第 6 条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点と施工能力評価点を合計した評価値による。

- 2 価格点の算定は次のとおりとする。
 $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
- 3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び地域貢献度の実績点の合計によるものとする。
- 4 施工能力評価点の満点は 28.5 点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点：地域貢献度の実績点

= 17点：4点：3点：4.5点

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて、下表のとおり算定するものとする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
0.0点以上 20.0点未満	0.0
20.0点以上 30.0点未満	1.0
30.0点以上 35.0点未満	2.0
35.0点以上 40.0点未満	3.0
40.0点以上 45.0点未満	4.0
45.0点以上 50.0点未満	5.0
50.0点以上 55.0点未満	6.0
55.0点以上 60.0点未満	7.0
60.0点以上 62.5点未満	8.0
62.5点以上 65.0点未満	8.5
65.0点以上 67.5点未満	9.0
67.5点以上 70.0点未満	9.5
70.0点以上 71.0点未満	10.0
71.0点以上 72.0点未満	10.5
72.0点以上 73.0点未満	11.0
73.0点以上 74.0点未満	11.5
74.0点以上 75.0点未満	12.0
75.0点以上 76.0点未満	12.5
76.0点以上 77.0点未満	13.0
77.0点以上 78.0点未満	14.0
78.0点以上 79.0点未満	15.0
79.0点以上 80.0点未満	16.0
80.0点以上 100.0点以下	17.0

2 工事成績点の平均は、当該工事の発注年度の前年度以前5年度の間に完了した工事のうち、直近3件の工事成績点の相加平均とする。ただし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点として算定する。また、工事成績点が60点未満のものは、当該工事成績点を0点として算定するものとする。

3 工事成績点は、入札参加者より葛飾区総務部契約管財課に問い合わせるこ

とができる。

- 4 工事成績点は、葛飾区の発注工事のみを対象とする。
- 5 工事成績評価点算定の対象工事は、葛飾区建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示（平成16年11月4日付16葛総契第163号区長決裁）の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定する。

（配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法）

第8条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格と実績について、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者の資格点は、4点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、1級技術者の場合に4点、1級技士補の場合に2.5点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 配置予定技術者の実績点は、3点満点とし、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者として関わった場合に3点、監理技術者補佐として関わった場合に2.5点、主任技術者として関わった場合に2点、担当技術者として関わった場合に1点、類似工事について監理技術者として関わった場合に1.5点、監理技術者補佐として関わった場合に1.25点、主任技術者として関わった場合に1点、担当技術者として関わった場合に0.5点とする。
- (3) 前号の同種工事は、CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
- (4) 第2号の類似工事は、CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (5) 配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。

（地域貢献度の実績点）

第9条 地域貢献度の実績点は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 環境への取り組みについての実績点は、1点満点とし、ISO14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上）、特定非営利活動法人KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上）のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合に評価する。ただし、ISO14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上）、特定非営利活動法人KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上）

の重複取得による点数の加算は行わない。

- (2) 次世代育成支援への取り組みについての実績点は、0.5点満点とし、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に定める一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣への届出及び公表をしている場合に評価する。
- (3) 災害協定等の締結についての実績点は、1点満点とし、葛飾区と災害時における応急活動等に関する協定を締結している場合に評価する。
- (4) ボランティア活動の実績点は、2点満点とし、過去3年度間に、葛飾区内において国・東京都・葛飾区が主催又は支援する事業等に、企業として参加した実績がある場合に1点、過去3年度間に、葛飾区民に対し企業として労務を提供する活動（葛飾区内において企業として行った美化活動、交通安全運動、防犯運動、補修作業等及びこれらに類似する活動で、企業の協賛・寄付行為等や社員個人の活動は対象外とする。）を行った場合に1点を加算する。ただし、当該ボランティア活動の内容が人的労務提供のものに限る。

（落札者の決定方法）

第10条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であり、最低制限価格を下回らないもののうち、第6条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の対象工事については、低入札価格調査制度実施要綱（平成14年9月30日付け14葛総経第211号区長決裁）に基づく審査を行い落札者を決定する。

- 2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（公表事項）

第11条 施工能力審査型総合評価方式を行おうとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象業務であること
- (2) 提出資料の様式、提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと
- (7) 提出資料に記載された配置予定技術者は、区が認めた場合を除き、原則として変更できないこと

（資料の提出等）

第12条 入札参加希望者は、公募型指名競争入札案件の場合は、希望票提出と

同時に、また、制限付一般競争入札案件の場合は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書提出と同時に、公表事項に基づき、施工能力評価点申告書、工事成績評定書、配置予定技術者の保有資格、地域貢献度の実績を証する資料等の必要な資料を提出するものとする。

(施工能力評価点の審査)

第13条 施工能力評価点の審査に当たっては、公表事項において葛飾区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則 (平成19年6月21日19葛総契第53号)

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

付 則 (平成20年3月25日19葛総契第267号)

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

ただし、第4条については、平成20年4月15日以降に発注する工事請負に適用する。

付 則 (平成21年3月23日20葛総契第326号)

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則 (平成21年5月1日21葛総契第64号)

この要綱は、平成21年6月1日より施行する。

付 則 (平成27年3月23日26葛総契第845号)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

付 則 (平成27年4月30日27葛総契第77号)

この要綱は、平成27年6月1日より施行する。

付 則 (平成30年5月22日30葛総契第112号)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

2 平成30年3月31日現在でとうきょう次世代育成サポート企業に登録しており、改正前の第9条第2号の規定に該当する企業については、平成30年9月30日までの間、改正後の第9条第2号の規定に該当するものとみなす。

付 則 (令和3年3月3日2葛総契第896号)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。